

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年5月分）

見出し	2905-11 再生可能エネルギーの推進について
ご意見	<p>再生可能エネルギーを推奨している自治体では、地球温暖化防止にも大きく貢献しようとした考えのもと、優遇税制にも配慮したシフトを取ってバックアップしているところが多いと聞いています。</p> <p>久慈市では休有地を有効活用して貸した土地に雑種地扱いの固定資産税が課され、さらには27年1月1日からの相続税の改正により相続税が高額となりました。このままでは、20年後以降太陽光発電を継続することが困難になり、太陽光発電に貸す人がいなくなります。再生可能エネルギーを推進していく方針を出しているのに、固定資産税、相続税と貸地としての活用を妨げているのが現状です。</p>
回答	<p>当市において、再生可能エネルギー発電事業所の増加は、未利用資源の活用、CO2削減、雇用創出や経済の活性化などに効果があるものと捉えており、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めて参りたいと考えております。</p> <p>しかし、現在、当市において送電出力50kWを超える太陽光発電施設を設置するためには、送電網への接続制約がおこなわれており発電事業者の参入に支障きたしている要因となっているところであり、これまでも再生可能エネルギーの普及を図るため送電網の増強について国・県等に要望してきたところであります。</p> <p>ご提言の再生可能エネルギーの推進についてであります。今後におきましても再生可能エネルギー導入に係る支援制度の拡充と送電網の充実・強化について関係機関に強く訴えていくとともに、新規事業者の参入が増えるよう支援策を検討し、再生可能エネルギーの推進に努めてまいります。</p> <p>固定資産税の土地の評価につきましては「固定資産評価基準（自治省告示第158号）」により、現況での評価を行っております。当市の優遇税制につきましては、接道がない土地いわゆる無道路補正、更に平成26年度より太陽光発電用地3,000㎡以上の拡大地費の補正を適用するなど、用途に応じて所要の補正を行っております。固定資産税につきましては今後も土地評価事務取扱要領に基づき、適正な課税に努め</p>

	て参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
担当課	港湾・エネルギー推進課 ☎52-2369 税務課 ☎52-2114